

令和6年第1回平群町議会

定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日	令和6年3月15日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	3月15日午前9時1分宣告（第4日）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二 3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一 5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 9 番 井 戸 太 郎 1 0 番 山 田 仁 樹 1 1 番 森 田 勝 1 2 番 馬 本 隆 夫		
欠 席 議 員	7 番 植 田 い ず み		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長 教育委員会総務課長 都 市 建 設 課 参 事 西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 岡 弘 明 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 山 崎 孔 史 岡 田 康 裕 竹 吉 一 人 大 辻 孝 司 浦 井 久 嘉 島 野 千 洋		
本会議に職務の ため出席した者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査 藤 本 佳 利 高 橋 恭 世 竹 村 恵		
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。		

令和 6 年 第 1 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 4 号)

令和 6 年 3 月 1 5 日 (金)

午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
6	5 番	山本 隆史	1 パブリックコメント制度の制定について 2 平群町個別避難計画について
7	1 2 番	馬本 隆夫	1 デマンドタクシー運行状況と今後の取り組みについて 2 ドローン運用について 3 「平群町地域防災計画」の見直しを 4 特定空き家等の対策について
8	2 番	須藤 啓二	1 メガソーラー工事について
9	3 番	岩崎 真滋	1 配水管の耐震化について 2 文化財防災対策について 3 避難所の衛生管理について

再 開 （午前 9 時 0 1 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。連日お疲れさまでございます。

町長より、西谷会計課長が諸事情により本日の会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は 11 名で定足数に達しておりますので、これより令和 6 年平群町議会第 1 回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は 9 名の議員から提出されており、一昨日の 13 日に 5 名の議員の一般質問が終わっております。本日は 4 名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号 6 番、議席番号 5 番、山本君の質問を許可いたします。山本君。

○ 5 番

皆様、おはようございます。議席番号 5 番、山本隆史でございます。

初めに、本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震におきましてお亡くなりになられた方々には、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興をお祈りしております。

ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただきました大きく 2 点について質問させていただきます。

大きく 1 点目、パブリックコメント制度の制定について。

パブリックコメント制度、意見公募手続制度は、政策等を作成する過程において町民に説明する責務を果たすとともに、町民の町政への参加を促進し、行政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的としております。全国的にばらつきはありますが、取組の早い自治体では、20 年以上前から条例や要綱を制定して運用しております。

平群町では、ホームページでトップページの下段に設定している「町民の声」の中にパブリックコメント検索ボタンがあります。そこから入ると、基本情報にコメント及び回答を見ることができますが、3 月 1 日時点で平群町第 6 次総合計画（案）等に係るパブリックコメント及び回答の一つだけで、過去のコメントや回答結果が見当たりません。また、過去のコメント等を探し出すのは、

担当課の違いもあり、至難の業でした。

住民の声を町行政に反映するのはとても大切なことで、周知方法もマイタウン平群にもパブリックコメント実施期間などを掲載していますが、住民の皆様からは、コメント募集していることを知らなかった等、なかなか回答数が増えないこともありました。

今後も、新庁舎建設計画や清掃センターの老朽化など、町民の声を聞きながら推進しなければならないことがあります。このようなことから、パブリックコメント手続の実施に関する条例なり要綱を策定すべきと提案いたしますが、町の見解をお伺いします。

大きく2点目、平群町個別避難計画について。

個別避難計画とは、自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等、これは避難行動要支援者といいますが、これについて、誰が支援するのか、どこに避難するのか、避難するときどのような配慮が必要なのか等をあらかじめ記載したものであります。

奈良県では、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について、個別避難計画を策定することが市町村の努力義務とされました。

内閣府からは、市町村が個別避難計画を作成する優先度が高いと判断した方については、令和3年度からおおむね5年程度で作成するよう依頼を受けています。

令和6年1月17日に県の地域福祉課が発表した令和5年10月1日時点の奈良県における個別避難計画の策定状況は、全部策定済みが4自治体、一部策定済みは15自治体で県内の38.5%、平群町を含む未策定は20自治体と県内の51.3%に当たり、全国ワースト1位と朝日新聞にも掲載されました。

これまでの県の取組状況は、1、要配慮者・避難行動要支援者に関する実務研修を実施。2、防災・危機管理に関する市町村及び消防（局）本部担当課長会議で周知。3、内閣府の個別避難計画作成促進事業を活用し、市町村、これは大和郡山市、平群町、田原本町、大淀町の4町です。ここをサポート。この3点で、県民だより3月号でも5ページ目に個別避難計画について掲載されています。

そこで、小さく質問します。

1、平群町は、県から具体的にどのようなサポートを受けているのか。

2、未策定として振り分けられた平群町個別避難計画の進捗状況をお聞きます。

以上、大きく2点について質問します。行政側におかれましては、明確な御

答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、山本議員の1項目めのパブリックコメント制度の制定についての御質問にお答えいたします。

初めに、行政運営の基本的な考え方として、住民協働によるまちづくりが求められており、その手法としましては、各種委員会や審議会、計画策定委員会などへの参画のほか、パブリックコメント等により、住民の皆様の意見を町政に伝えることができる機会を充実させることが重要であると認識をしております。

また、第6次総合計画におきましても、「住民参加の仕組みづくりの推進として、パブリックコメントや各種懇談会の実施のほか、多様な住民意見を町政に反映する機会の創出を検討します」と明記をしております。今年度より町政への御意見箱として、公共施設への意見箱の設置や、ホームページからメールで直接御意見を聞かせてもらう機会をつくるなど、取組を行っているところでございます。

議員御提案のパブリックコメントにつきましては、これまでも計画策定など、担当課の判断により個別に実施してまいりましたが、一定統一したルールづくりも必要と考えますので、制度設計に向け検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

山本君。

○5番

今、御答弁いただきましたように、制度設計に向けて検討するという事で、前向きな御答弁として受け取らせていただきます。ありがとうございます。

今議会の補正予算でも発言しましたように、私が出席しました第9期介護保険事業計画の策定に当たり、本年1月の23日から2月の7日までパブリックコメントを募集していただきましたが、ここについても意見件数は何とゼロ件でありました。介護保険料が上昇する中、関心がないとはとても思えません。それは恐らく周知不足で知らなかったのではないかと思います。反面、新たな施策の全てにパブリックコメントを実施するものもいかなものかと思いますので、やはり一定のルールは必要であります。また、比較的反対意見が多くなることも想定されますが、幅広い意見を収集するためには、これはもう致し方ないと思います。

そこで再質問しますが、近隣の生駒市では平成１９年１２月にパブリックコメント手続条例として、また、斑鳩町は平成３０年の１２月にパブリックコメント手続の実施に関する要綱を策定していますが、平群町は今後策定していく方向ということで答弁いただきましたが、どちらの方向で進めていただく予定になるか、お答えできる範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

制定について、条例か要綱かどちらを考えているのかということの御質問と思います。全国的には５割程度の自治体で制定をされております。その多くは要綱と聞いているところでございますので、平群町におきましてもパブリックコメントの策定については、事務手続を行うに当たっての組織内部の運用基準と、そういうことで考えておりますので、要綱により策定する方向で現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長

山本君。

○５番

今、要綱としてということでしたが、要はパブリックコメントというのは住民の皆様が関心を持って行政に参加できるアイテムですので、開かれた行政、協働のまちづくりを目指して制度設計に取り組んでいただくことをお願いし、この一般質問は終了いたします。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、２項目めの平群町個別避難計画策定についての御質問にお答えいたします。

まず、１点目の県からのサポートについて。

県から、個別避難計画策定の先進地自治体である茨城県常総市を個別避難計画策定に係るサポーターとして、平群町の避難行動要支援者への個別調査方法や策定の進め方について助言を受けました。

令和５年８月には、個別避難計画の調査票作成を依頼をしている民生児童委員を対象に、計画策定に係る先進地事例の講演や意見交換会を開催し、調査員の個別避難計画に係る知識の向上や、必要性の理解を深めました。

次に、２点目の平群町個別避難計画の進捗状況について。

令和５年９月から１２月までに調査票作成を依頼している民生児童委員により、避難行動要支援者名簿の登録に同意のあった方１，０１５名に対しまして、９４８名の方を訪問し、個別避難計画等の説明をしていただきました。その結果、７５２名の方から個別避難計画の回答があり、残り１９６名の方については、辞退や不在等で連絡がつかない方となっております。

なお、訪問できていない方６７名については、速やかに対応し、個別避難計画策定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山本君。

○５番

まず、１点目の県からのサポートについては、講師をお招きして、民生児童委員の方々を対象に、先進地の事例の講習や意見交換を開催していただいたということではありますが、本当に民生児童委員さんの多大な御尽力を頂きまして、この個別避難計画は策定されていくということになります。

先日ですが、民生児童委員さんからこの計画の策定についての課題についてお伺いしましたところ、担当地区の計画の対象となる町民さんからは喜ばれる声もあるんですけども、残念ながら同意を得られなくて、心ない言葉も聞かれたそうであります。

２点目の計画の進捗状況ですが、県が発表した昨年の１０月１日時点より大幅に調査が進んでいるようですが、避難行動要支援者名簿に登録されている１，０１５名に対して９４８名を訪問、７５２名から計画の回答を得て、辞退や不在が１９６名、未訪問が６７名ということでしたので、約９７％の方に接触していただいていると。そして、計画策定率はざっくり７４％程度になろうかと思えます。

この不在というのは、施設に入られたりしているか、親族の方に寄られてるか、どちらかぐらいになると思うんですが、お亡くなりになられた方もいらっしゃるかもしれませんが、今後は、その辞退されたという方が課題になってくると思います。

そこで再質問しますが、実際に被災した場合のことを考えてみていただきますと、各地のこの自治会のほうですね、自主防災会長に今事前に配付されている避難行動要支援者名簿を頼りに安否確認や救助に向かうことになります。しかし、個別避難が必要な方の情報が全くありませんので、町もしくは民生児童委員さんに確認しながら救助することになります。もし携帯電話等の通信機能

が遮断した場合、連携もとれなくなることを想定すると、事前に情報共有することが必要ではないかと考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

個別避難計画の内容につきましては、現在の要支援者名簿、この記載の内容につきましては、本人の身体状況が主に書かれています。この計画につきましては、それに加えて、家族構成や家の間取り図、支援者の住所、氏名、連絡先など多岐にわたって個人情報に記載しておりますので、現段階では事前に自主防災会等への情報提供は難しいと考えております。ただ、災害時には、各自治会、自主防災会等には迅速に対応できるよう体制づくりには注意して取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

山本君。

○5 番

この避難行動要支援者名簿についても、自治会長もしくは防災会長も受け取りを拒否される方もいらっしゃいます。これは個人情報がいかに大切なものであって、責任が重いのかということの表れだと思います。

内閣府の発表した防災分野における個人情報の取扱いに関する指針にもあるんですけども、被災時には個人情報保護よりも人命を優先することになっているということになってますので、自助・共助の活動に有効な個別避難計画になることをお願い申し上げまして、私の一般質問はこれで終了いたします。

○議長

それでは、山本君の一般質問をこれで終わります。

9時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時18分)

再 開 (午前 9時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号7番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

おはようございます。議長の許可を得ましたので、大きく4点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、デマンドタクシーの運行状況と今後の取組であります。

デマンドタクシーの試行運行も終わり、4月1日から高齢者を支える事業と認められ、私自身が最初に提案してからやっと本格運行されることになり、感無量であります。そこでお聞きいたします。

一つ、令和5年12月から令和6年2月末までの利用状況はどうですか。

2点目、令和6年度より本格運行になるため、県の補助金もなく、介護保険特別会計だけで運営することになり、令和6年度予算には1,971万1,000円が計上されていますが、令和5年度の2台分、運行収入予測では約220万円で、3台となれば年間約300万円程度ぐらいが予想されます。実質運行経費は約1,670万円程度となるのではないかと思います。今年の1月22日に開催されました第9期介護保険事業計画策定委員会で、保健福祉事業として実施するデマンドタクシー事業について、委員会での見解はどうでしたか。

3点目、高齢者を支える保健福祉事業の一助として大いに期待されております。今後の取組についてお伺いいたします。

大きく2点目についてお聞きします。ドローン運用についてであります。

消防団は、消火活動のみならず、地震や風水害など、多数の動員を必要とする大規模災害時の救助・救出活動、避難誘導など、非常に重要な役割をいただいております。さらに、平常時においても住民への防火指導、特別警戒など、地域に密着した活動を展開され、地域において消防力、防災力の向上、地域コミュニティの活性化などにも活躍をしておられます。

本町において、ドローンは、自然災害が激甚化する中、被災地における情報の把握や初動対応の迅速化、施設の被害状況の正確な情報の把握、さらには救援活動のリスク軽減や二次災害の防止、公共施設の点検、行方不明者の救助活動、広報活動、まちづくりなど、様々な分野に活用することができます。特に緊急事態発生時には、住民の生命・財産を守る一助としてドローン活躍が期待をされています。

私は、令和3年12月議会と令和5年6月議会にドローンを導入すべきと提案、その後、地域防災力向上事業として、国庫補助金500万円が交付され、ドローン導入関連として約180万円が措置されました。操縦に当たり、数十名の消防団員、中には町職員も含むわけですが、無人航空機操縦者基

準の講習を受講され、運行資格を取得されました。県内３９自治体のうち、奈良市に次いで、平群町がドローン部隊を結成されたと聞いております。住民の生命・財産を守る一助として大いに期待をされています。そこでお聞きをいたします。

１点目、今年度、ドローンを３台購入されましたが、その配置場所はどのように考えておられますか。

２点目、ドローンの操縦には日常の操縦訓練が重要であると思います。令和６年度にはドローン操縦訓練費が予算計上されていませんが、町はドローン操縦訓練を消防訓練とみなしていないのか。

続きまして、大きく３点目でございます。平群町地域防災計画の見直しを。

平群町の地域防災計画は、災害対策基本法、平群町防災会議条例に基づき、平群町地域に係る住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係地方行政機関、関係地方公共機関及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の協力を得て、総合的にその効果を発揮することができることを目的ということで策定されております。

平群町の地域防災計画は、奈良県の第２次県地震被害想定調査報告書を基に、生駒断層帯や東南海・南海地震同時発生時においては、平群町においては、住宅地の大半で震度６弱になることが想定されております。特に生駒断層帯が活動した場合の被害が大きく、避難者数は約６，０００人を超えることも想定されておるわけでございます。

令和６年１月１日に能登半島に震度７の地震による甚大な被害が発生し、今回の地震により、防災に関する各計画の見直しを行う自治体が出てきております。例えば、避難所として各小学校の体育館に空調設備の設置、地震ハザードマップの見直し、耐震化の強化、災害対策本部となる本庁舎の早期建設などがあります。平群町地域防災計画の見直しをすべきと思いますが、具体的にどのようにお考えされておりますか。よろしく申し上げます。

続きまして、大きく４点目でございます。特定空家等の対策についてであります。

空き家等の防犯、防災、衛生、景観など、住民の生活環境を保全、もって魅力のあるまちづくりの推進に寄与するために、平成２６年１１月に国では空家等対策の推進に関する特別措置法が成立、その後、本町も平成２７年１０月に平群町空き家等の適正管理に関する条例が施行されました。

条例の目的は、空き家等の所有者又は管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において適正な管理に努めなければならないとされております。

令和３年６月議会に、空き家の現状と対策について私は質問いたしました。町は、「町全体の実態把握や定期的な情報収集に至っていない、町民からの情報を基に把握しているだけであります。今後、財政上の問題で調査委託することが難しいことから、その他住宅等を把握することが大切だと考え、速やかに町内全域を町職員の目視によって調査してまいります」と御答弁されました。

その後、令和３年１２月議会に調査結果を質問いたしました。町は、「７月より目視調査を開始し、不適正管理物件に対し、緑ヶ丘１８件を指導通知した結果、１２件は改善されておられません。また、椿台１９件を指導通知した結果、５件は改善されておられません。若葉台、ローズタウン若葉台も含みますが、８件を指導通知した結果、１件は改善されておられません。初香台、新初香台・五月台も含む７件を指導通知した結果、４件は残念ながら改善されておられません。光ヶ丘２件を指導通知した結果、２件は改善されておられません。全体として５４件に指導通知され、２４件が改善されていない」ということで、「今後は、現在調査中の春日丘、日立団地、北信貴ヶ丘をはじめ、竜田川団地、竜田川ネオポリスを順次実施、山間地域を除いて年度内を目標」とし、「なお、山間部を除いて残りの５自治会を年度内に調査を行う」ということも御答弁されました。

令和４年６月に調査結果を質問した結果、町は、「春日丘、日立団地の２件に対し指導通知を行ったが、改善には至っていない。北信貴ヶ丘２件を指導通知した結果、全て改善されました。竜田川団地２件を指導通知した結果、１件は改善されておられません。竜田川ネオポリスの４件を指導通知した結果、２件は改善されておられません。全体として１０件に指導通知、５件が改善されていない」との回答でございました。また、令和４年２月１５日に第１回平群町空き家等対策協議会が開催され、特定空き家として３件が認定、１件は除却、２件は改善されていないと報告がございました。

特定空き家の定義といたしますのは、一つは、そのまま放置すれば倒壊並びに著しく保安上危険な状態、２点目、著しく衛生上有害となるおそれがある状態、３点目、景観を損なっている状態、４点目、その他周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態などと認められるような状況を特定空き家といいます。

その後、国は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部が改正され、令和５年６月１４日に公布され、１２月１３日に施行されました。特定空き家に至るまでの前段階からの対策を充実させるために、管理不全空き家についての区分が追加されました。そこでお聞きいたします。

１点目、２年前に特定空き家として認定された山間部の２件の状況はどうですか。

2 点目、町が令和 3 年、4 年と実施調査された結果、改善されなかったのが 29 件であります。進捗状況等はどうですか。そして、現在の空き家状況はどうでありますか。

3 番目、改正された空き家等対策の推進に関する特別措置法に対する今後の町の対応はどのようにお考えでございますか。

以上、大きく 4 点について明確な御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、馬本議員の 1 項目めのデマンドタクシー運行状況と今後の取組についての御質問にお答えいたします。

まず 1 点目の、令和 5 年 12 月から令和 6 年 2 月末までの利用状況について。

12 月から 2 月末までの利用人数は、延べ 569 人、月平均 190 人が利用されております。

次に、2 点目の介護保険等策定委員会での保健福祉事業として実施するデマンドタクシーの見解について。

当初の実証運行時からのフレイル要件を撤廃することについて、この事業が保健福祉事業として問題がないかとの意見がありました。保健福祉事業は、介護予防に資する事業であることから、デマンドタクシーを利用することで、高齢者の閉じ籠もり防止などにより、フレイルや介護予防につながることから、フレイルの要件撤廃後も保健福祉事業として問題はないとの説明を行い、御理解を頂きました。

3 点目の今後の取組について。

来月 4 月からのデマンドタクシーの本格運行については、車両台数を 2 台から 3 台に増車し、増車する 1 台を 8 時から 15 時までの 1 時間前倒しの運行としております。また、以前から多くの要望がありました近畿大学奈良病院への運行について、往路のみ乗り入れを可能としたところでございます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12 番

1 点目については、それで結構でございます。

2 点目について、介護保険等策定委員会の中でどういう問題が発生してへんかったかと、いろんなことについて御答弁いただいたわけですが、その中で、今、答弁していただいたように、保健福祉事業は介護予防に資する事

業で、デマンドタクシーの事業というのは理解してるよと、高齢者にとって防止なるしということで御理解を委員会で頂いたというふうな部長の御答弁いただきました。委員会においても御理解していただきまして、大変私は喜んでおります。今後もひとつよろしくお願いしたいなと思います。

そして、今後の取組については、今るるおっしゃっていただいたように、3台になって、また、往路として、生駒市、近大のほうへね、だけ今度は3台でやっていくよと。朝は8時から今度は行きますよということで拡大されたということは非常に評価をしております。そこで、本格運行に際し、時間の前倒しとか、それから車両の増車、利用者にとっては幅広い運行となり、フレイルや介護予防につながる保健福祉事業として、大いに今後も期待しております。今後もよろしく願いを申し上げます。この件については、これで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

続きまして、2項目めのドローン運用についての御質問にお答えいたします。

まず1点目のドローンの配置場所について。

平群町では、今年度、消防団の力向上モデル推進事業の補助金を活用し、ドローン3機を購入し、緊急時に即座に対応ができるよう、役場庁舎内、総務防災課に1機、第1分団と第2分団にそれぞれ1機の配置をしております。

2点目、ドローン操縦訓練費の予算等について。

ドローン操縦訓練は、災害時における被害状況を把握するため、消防団員として訓練を実施することから、訓練としての出動手当を支給する予定でございます。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

第1分団、第2分団、第3分団にドローン3機を1台ずつ配置するというところで、今御答弁いただきました。ドローンというのは非常に維持管理も大変でございますので、いざというときにバッテリーとか、いろんな問題で、るる、充電してなかったもいけませんので、そこら辺もよく消防団員さんとか職員に御理解していただきまして、いつどんな非常時があってもすぐにドローン活動できるというふうに準備していただくことをお願いをしておきます。

そして、次、訓練は今回予算に入っていないから、ドローンの操縦の訓練に

については、訓練ということで、1回出たら1,500円ということで、条例で設置されてるような、その訓練とみなしますよということをおっしゃっていて、非常に喜んでおります。ドローンの、いざというときに訓練してなければ大変な問題になりますので、十数人、十四、五人かな、今、講習を受けて、運行資格を持っておられると聞いておりますのでね。常に、月に何回かでも、えらいもう勝手言いますが、一つ訓練のほうよろしくお願いしたいな、操縦の訓練をお願いしたいなと思います。

今後、豪雨や地震などの災害が発生した場合、被害状況の把握など、安全に行う手段として、ドローンに注目される自治体が増えております。本町はいち早くドローン活用に注目され、操縦資格、既に十数人の町職員及び消防団員が獲得され、また、ドローン3機購入されました。先ほど西岡総務部長は、ドローン操縦訓練は、災害時における被害状況を把握するため、消防団として訓練を実施することから、訓練として出動手当を支給しますということを明言されました。操縦訓練を取得されました町職員及び消防団は、操縦訓練を実施していただき、緊急事態発生時に住民の生命・財産を守る一助として、奈良県で2番目でございますので、ドローン部隊ができたの、そういう活動を大いに、いざというときに期待をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。この点については、これで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

続きまして、3項目めの平群町地域防災計画の見直しについての御質問にお答えいたします。

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、町民の生命、身体、財産を災害から守るため、災害発生時における対応などを定めており、平群町におきましては、令和2年3月に地域防災計画を改訂し、地域防災力の向上や防災体制の整備、情報伝達手段の強化などの見直しを行っております。

能登半島地震を受けて、国や県の地域防災計画等の修正や、土砂災害警戒区域の変更があった場合には、本町に即した見直しを行ってまいりたいと考えております。また、議員お述べのように、避難所である中学校の体育館の空調設備の設置の検討や、新庁舎の早期建設に向け取り組むとともに、災害の備え、さらに自主防災組織の結成や、災害協定団体の締結についても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

国や県の地域防災計画の修正や、土砂災害地域の変更があった場合は見直しを検討するということでございますが、町としては、能登半島地震を受けて、避難所整備、土砂災害時への対応として、例えば防災協定を締結している土木組合等との連携、町としての対応はどう考えているかということを再度お聞きいたしますが、初日に稲月さんが同じような質問をされております。私は、30ほどこな、うちの平群町、いろんな協定結んでおられるわけでございますが、その協定結んでおられる団体とはどういうふうにな、それ以降のアポイントはされていないんじゃないかなというふうに思いますんで、再度お願いいたします。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

能登半島の地震が起きまして、避難所における衛生面での問題が報道で取り上げられております。当町としましては、令和6年度予算におきまして、トイレ問題の解消に向けて、仮設トイレ及びテント等の備蓄、また、衛生面、生活用水の確保、そのようなことについて努めております。

また、議員御質問の防災協定を締結しております各事業者との連絡・連携体制については、提携して一定期間もあいてると思いますので、これについては具体的に順次見直しを行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

僕の提案は、今回はそれでございますが、今おっしゃったように、防災協定が締結されている各事業所ともね、再度のいろんな連携について見直しを具体的にやっていただきたいというふうに思います。

というのは、東南海地震とか、今後、南海トラフの巨大地震が70%から80%で起きるといふふうに予測されておるわけでございます。地震がいつどこで発生する可能性があり、自助、共助、公助、それぞれの観点から十分な対策を取るよう求められております。このことから、日頃の備えとして、住民の防災意識を高めることが大切であります。また、発生時のための防災協定を締結されている各事業所と早急に役割分担などを確認し、対応に遅れが出ないように今後お願いを申し上げます。この件もこれで結構でございます。以上、よ

ろしくお願いします。

○議 長

事業部長。

○事業部長

続いて、御質問の4項目め、特定空家等の対策についてお答えいたします。

まず1点目の特定空家として認定された山間部の2件の進捗についてですが、令和4年2月に特定空家に認定後、これまでに平群町空き家等の適正管理に関する条例第10条の規定に基づき、助言・指導通知を3回送付しております。所有者とは連絡が取れる状態にあり、うち1件の所有者は来庁もされ、そのときにも指導を行っていますが、対策にかかる費用負担が大きく、対応は厳しい状況にあることから、現在もそのままだ状態となっています。

2点目の、町が令和3、4年度に不適正管理物件の指導通知をしたが、改善されなかった29件の進捗状況ですが、18件が改善されましたが、11件は現在も改善されておられません。

続いて、3点目の令和5年12月13日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に対する今後の町の対応ですが、まず、この法改正の背景としまして、近年、空き家の数は増加を続けており、今後、さらに増加が見込まれる中、空き家対策の強化が急務になっていることが挙げられます。

改正のポイントとして、管理不全空家の区分が新設されました。現在はひどく状態が悪化していないが、今後放置すれば特定空家となり得る空き家を管理不全空家として指定し、これまで特定空家になるまで対応しにくかった行政による改善の指導・勧告が行えるようになったものです。また、勧告を受けた管理不全空家は、固定資産税が6分の1に減額される住宅用地特例が解除されます。

そこで、今後の町の対応ですが、国は、市町村が管理不全空家とみなせる基準、ガイドラインを示しており、また、奈良県においても各市町村と連携しながら基準を作成予定と聞いており、それらを参考にしながら平群町としての判断基準を作成してまいります。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

まず、1点目、2件そのままだ状況であるという、特定空家と認定されて2件そのまま、今後の対応をどのように考えておられるかということをも、再度お聞きいたします。

それと、２点目について、１８件が改善されましたことに対して、これは僕は御苦労さんでございましたということをここで申し上げます。残り１１件の対応と今後の新たな不適切管理物件をどのように対応を考えておられるか。私、水道のほうでちょっと調べました。水道で調べますと、１年間以上閉栓されている件数は、令和３年１０月では３３２件で、今年の１月では３４５件と、１３件増になっておるわけでございます。この点もひとつよろしく対応をお願いしたいなと思いますけども、どのように考えておられますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

まず１点目です。特定空家として認定した２件の今後の対応のことです。

これについても引き続き、町条例の第１０条に基づき、除去、修繕、立木等の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう粘り強く助言、指導をしてまいりたいと思っております。

２点目のですね、令和３、４年度の不適正管理物件、改善されていない１１件の対応の件です。

改善されていない１１件は、引き続き、所有者へ所有地の適切な管理についての指導通知を送付しており、うち２件は県外まで訪問、指導を行っております。これについても今後も粘り強く改善を求めてまいりたいと思います。

また、令和５年度以降、不適正管理物件は１４件ありましたが、指導通知により全て改善されております。

それと、議員のほうから水道の閉栓状況についてもお述べいただきました。この件については、我々もですね、地区別に把握しておりますので、今後についても対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○１２番

１点目については、今後粘り強くということでよろしく願いを、２件のね、所有者によろしく願いを申し上げます。

そして、対応していただいた、この間までね、していただいた、私が１１件、現在も改善されていない、この件について、１８件が改善されましたという報告も先ほど受けましたけどね、非常に御苦労さんでございましたと先ほども言いましたけど、またよろしく願いしたいなと。１１件についても粘り強くお

願いを申し上げます。

令和５年に、先ほどおっしゃったように、１４件が不適切空き家ということで、今、御報告されましたが、１４件全部が改善されましたという御報告を今、御答弁いただきました。非常に住民にとってはね、心強い成果やったなというふうに思います。今後も引き続きね、やっぱりこの件については重々お願い、注意しながら、お願いをしたいと思います。

そして今、先ほどおっしゃったような、今度、法律変わって、管理不全空家というのを新設、これは法律改正されたわけですが、この件は、特定空家に行くまでに勧告とかそういうのできるよと。特定空家になったら代執行もできるようになる、その前の一つの政策として、国は、行政による指導、勧告措置、固定資産税の住宅特例の減額の解除可能というものができましたんで、特定空家へ行くまでにね、ひとつよろしく今後もお願いしたいなと思います。

それと、今後は一日も早くね、この管理不全空家の基準を一日も早く作成してください。そして、空き家等の防犯、防災、衛生、景観など、住民の生活環境保全に尽力をされ、魅力あるまちづくりの推進に寄与されることを大いに期待をしております。よろしくお願い申し上げます。

議長、これで終わります。ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

１０時１５分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前１０時０２分)

再 開 (午前１０時１５分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号８番、議席番号２番、須藤君の質問を許可いたします。須藤君。

○２番

皆さん、おはようございます。須藤でございます。ちょっと簡単にですね、質問の前に、この場をお借りしまして御報告を申し上げます。椿台地区のですね、住民の方２９名が、奈良県の林地開発の許可に対しまして無効の訴訟を行っております。進行はですね、８月に提訴いたしまして、半年以上経過しまし

て、一応、裁判所のほうからは、3月末ないしは4月の中旬にですね、今の裁判長以下の体制で答えを出すということで、執行停止をされればですね、工事はもちろん、事業者も停止をするというふうに申しております。ただし、開発された山のほうの状況はですね、依然として危険な状態だということでですね、今日の質問をしたいと思います。

それともう1点ですが、2月3日と3月9日に事業者が説明会を行っています。3月9日につきましては、椿台、緑ヶ丘等ですね、5自治会が主催をするという形で行われました。その中で住民からの質問に対しまして、西向地区のですね、町道埋設については撤廃をすると、別のルートは今検討中だという話がありました。質問書をお出ししたのがちょっとそれよりも前だったものですから、ちょっと矛盾があるんですが、取りあえず提出したとおりで質問をさせていただきます。

1点目、メガソーラー工事について、(1)送電線ルートの変更について。

去る2月3日に事業者による住民説明会が開催されました。主な説明として、全ルートを町道に埋設する自営線の計画についての変更が説明されました。変更点として、北小学校から元山上口駅に至る通学路及び西向地区内の町道埋設を取りやめることを決定したと報告をしました。事業者は昨年4月1日の説明会においても、子どもたちの小学校の近くを通すのはよくないと説明しておりました。北幼稚園の横はさらに子どもたちに近い町道を通すことをそのままにしています。変更にあたって町と協議が行われているのかどうかお聞きしたいと思います。

変更部分の占用許可を取り下げていますか。これについても説明会では、まだ取下げはしていないというふうに伺っています。この点についてお伺いします。この変更にあたって、2019年11月の議会全員協議会で送電線ルートが示されました。このように、情報を事前に住民に説明をする、示す、そういうふうに考えております。自治会への説明が一切なく放置されています。町は、度々事業者に対して説明を行うように、同意を含めまして、指導するんだと回答してまいりましたが、現在、同意を得た自治会は何か所でしょうか。

北幼稚園のルートについて、西向地区と同様に変更すべきと思いますが、町として指導、要請を行いますか。

2点目、12月議会に続いて、この点をお聞きしたいと思います。現在、工事が進められています。開発変更許可は2022年9月に申請されており、その際には、工事期間中の防災措置なる文書が出されて、工事中の防災として町が検討され、河川管理者である平群町との協議が行われた上、2023年2月に許可されています。森林法に基づく林地開発許可制度に定められた河川管理

者としての河川協議は法的なものです。を令和４年１０月１４日に島野参事と井上主幹が出席して、協栄ソーラーの川原さん、村本建設の武田さん、竹中さんが出席されて協議が行われました。

河川協議では、河川の狭小地点の同意を町がですね、河川管理者が行い、流下能力の決定等を行う必要があります。河川状況を最も把握している地元河川管理者が安全性を判断して、同意を与える重要な協議です。県は、林地開発許可を行うに当たって、この同意に基づいて許可を行うことになっています。同協議書で椿台水路K－①、K－④について、頂いた資料で結構ですと町のほうには業者に同意をされてます。内容の確認を行いますが、比流量をK－１２地点の0.043に合わせるという改修で間違いがありませんか。また、安全だとする根拠を説明してください。

この同意により、K－①地点の流下能力は幾らになりましたか。業者作成資料により、K－①地点の集水面積は28.27ヘクタール、比流量0.043を掛けると1.216立米／秒になります。流下能力が不足しているのではありませんか。

令和４年９月１日付の林地開発変更許可書に添付されていた「工事施工中の防災措置」は、文字どおり、工事施工中の防災のため、自ら約束したものだと考えます。自らというのは、これ、業者のことです。同書では、K－①地点への放流量を4.28立方メートル／秒としています。２月３日の説明会で、事業者は「そんな水は流れない」と発言していますが、自ら提出した工事中の防災措置を否定しています。町として、安全対策として問題を感じられないでしょうか、質問いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、須藤議員御質問のメガソーラー工事についてお答えいたします。

１点目の送電線ルートの変更についてです。

送電線ルートを変更する意向については、事業者から聞いておりましたが、地権者や地域住民の方の意向によりルートが若干変わるため、決定ルートについては聞いておりませんが、最終的に決定した後に町道占用の変更を申請するとのことです。また、大まかなルートについては、本年２月３日土曜日に住民説明会で説明したと聞いております。

また、送電線について、西向地域の関係住民の方々には説明の上、御理解いただいていると聞いております。

北幼稚園下の町道には、送電線が深さ１メートルで埋設されますが、送電線を管の中に入れて、その管に厚さ１ミリのステンレスを巻くとのこと。ステンレスを巻かないで送電線を埋設した場合は、道路舗装の表面で電磁波は６マイクロテスラ程度となりますが、ステンレスを巻くことにより約５０％低減され、３マイクロテスラ程度になると想定されています。３マイクロテスラとは、テレビ画面の表面に生じる電磁波程度とのこと。日本における送電線の電磁波規制値は２００マイクロテスラですので、相当に低い数値でありますし、北幼稚園まではかなりの距離があるため、電磁波の影響はないものと考えます。

２点目のＫ－①地点の流下能力についてです。

Ｋ－１２地点というのは、椿台北側水路が櫟原川に合流したところの直下流ですが、河川協議書で最小比流量がＫ－１２地点になるように０．０４３の比流量以上に改修することについて河川協議で同意しております。

また、令和５年２月１５日に奈良県と共に改修後のＫ－①地点である櫟原の目玉池水路とＫ－⑤地点である椿台北側水路、Ｋ－④地点である椿台北側水路の屈曲部の改修断面の確認検査を行いました。

調整池の放流量を計算するに当たり、流域面積割る流下能力が最小地点となる比流量によって、開発面積から放流できる流量を算出します。水路の流量については、開発区域外の流域も含めた全流域に降った雨が流れる流量であり、開発業者は水路が狭くなっている箇所における開発地からの流下量の範囲で、確率降雨に対応させることで開発前のピーク流量を超えないよう計画されます。

つまり、河川の流下能力を流域全体分の洪水量まで改修するものではないと開発許可権者である奈良県より説明を受けております。

「工事中の防災措置」に記載の施工中ピーク流量が、Ｋ－①地点で毎秒４．２８立米と記載されているのは、工事期間中において開発前のピーク流量を施工中のピーク流量が１％以上増加しないかの検証を行っている数値であると聞いております。

以上でございます。

○議長

須藤君。

○２番

ちょっと議長にお願いなんです、１点目と２点目、かなりちょっと内容が異なってますんで、ちょっと別々で質問させてもらってよろしいでしょうか。

○議長

いえ、これは一つの質問なので、続けてお願いします。

○ 2 番

分かりました。1点目の送電線ルートに関してですが、相当この4年間ですね、西向地区等ですね、反対が強く、事業者のほうも説明会でですね、住居の近くは避けるんだと。小学校、幼稚園等の子どもたちの施設は避けたいというふうに発言をされています。

今ですね、電磁波の影響、この程度だというお話があったんですが、事業者もそれはですね、認めてるわけです。完全に影響がないとは言えないということもおっしゃってます。その上でですね、住民の方の意見を聞き入れてですね、ルート変更しようという形に今なっているわけなんですね。町がですね、今さらマイクロテスラがどうのという話でですね、幼稚園の横はいいんだというのは、事業者さんと言ってることがね、全然違うんですね。

そこでちょっと、非常に私としてはですね、不信を抱く事項がございました。2月3日、100人程度ですかね、120人程度だったか、参加された説明会でですね、業者が次のように言っています。協栄ソーラーが住民に説明せず勝手に決めた、我々はそんなふうに今まで理解をしていたんですね。業者が自分らの都合でですね、こうしたほうがええんだということで決まったルート。町のほうは、それに対して道路法等のですね、基準を守ってるんだということで許可をしたと。特に義務占用というですね、電力だとかガスだとかですね、こういう生活必需の部分と同等だということで認めたんだというふうに聞いてます。

ところがですね、説明会で事業者の川原さん、どんなふうに住民に答えたかということですね、「会社に残っている議事録とかを調べて、西向地区の送電線埋設案は我々が原案をつくった」と、ここまではいいんですね。ところが、「町から強い御理解を頂いた」と。その上で、「変更するということに関してはすんなり首を縦に振らないというニュアンスを受けた」と、こう川原さん言っとるんですね。その後、議事録のとおりですね、彼は、「町が当時、前のめりになって埋設で行きましょうというような姿勢だった」と。これ、ちょっとね、我々の理解と違うんですね。これ、業者が自己都合でですね、埋設をしたいと、町のほうは法令等を守ってるからそれで認めたんだと、今まではこういう説明だったんですね。ところが、業者のほうは全くこれ反対ですよ。町が強く勧めたと。変更については首を縦に振らないと感じたと。こんなふうに言うとりんです。

そもそもこの町道のね、許可に関しては、町はどういう文書を作ってるのか、今まで何回もこれね、山口議員なんかも質問していただいているんだけど、自

治会の同意を得ると書いてますよ、ちゃんと。通行止めにする場合は自治会の同意を得ると言いながらですね、裏でこういうことを事業者に町は言っていたのかと。その結果ですね、西向をはじめ住民の方は、4年間もですね、嫌な思いをしてきたんです。不安な思いをずっとしてきたんですよ。それが今になってですね、これ、町が推進してた。全くこれ、話はね、全くこれ別ですよ、今までの説明と。

町はどんなふうと言ったかというとはですね、令和2年の8月20日に我々に対して回答してるんですが、「ルートについては事業者が様々なルートで検討され決定したと考えています」と。自らが進めたとか、変更については首を縦に振らないとか、全く違うんですよ、これ説明が。事業者がうそを言ってるのか、町がですね、こういう、言うたら本来の形を隠してですね、これ回答したのか。判断ができませんよ、今の段階で。業者がこれ、うそをついてるんだっただけですね、これ大問題ですからね。町の責任にしてですね、自らの案をいかにもですね、住民のことを考えて変更したんだと。だから理解してくださいと、悪いのは町だと、こういう言い方してるんですよ。趣旨はね、違うんだけど、町が悪者にされてるんですよ。逆にですね、これ、業者が本当のことを言ってるとなるとですね、業者は別に埋設にこだわってない。ところが、町のほうがですね、首縦に振らんから、そのまま西向のルートをね、通すんだと、やったと。そういうふう言ってるんです。どっちが本当なのか、どうなんですか、これ。ちょっとその点、まずはっきりしてほしいと思います。

○議長

須藤君、2点目のK-①地点の流下能力について。

○2番

それも一緒にやるの。

○議長

やってください。

○2番

やるの。

○議長

はい、やってください。

○2番

やりにくいですが、いいですか。

○議長

1個ずつは駄目です。同じ質問になってるから。

○2番

そうですか。はい、分かりました。ほんならそれで聞かしてもらいます。

12月議会です、最終的に町長が、県と連携してですね、住民の安全のためにしっかりやっていきたいというふうに答弁されてます。県との絡みで言うですね、どういうことかということなんですが、12月議会で参事はですね、趣旨としては、おとしの11月7日に県から指導書が出てると。それについてどう思いますかということでお聞きしたんですが、それについては、島野さんからですね、その文書について心当たりがないということですね、これ、県と全くかみ合ってなかったと私は感じました。その上で町長からね、県と連携して対策をちゃんとやっていきますという話を頂いたんですね。その後、この件についてはどうなったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長

都市建設課島野参事。

○都市建設課参事

まず、道路占用の話であるんですが、そもそも町道埋設ルートに関して町が主導して決めたことということではありません。事業者の説明、受け取り方というのは、当時の事業者の担当者が受け取った、感じたこと、それが議事録に載っていて、議事録というかメモみたいなものに載っていて、それを事業者の川原さんが説明したと。そのニュアンスで言うと、確かに、埋設ルートに関して町が決めたように捉えられるかも知れませんが、そういうことではなかったと思います。

そもそも送電線をどのルートで変電所まで持ってくるかということに関して町と協議するに当たっては、基本は町道を利用するということになれば、町と協議する必要がございませんので、一つは、町道を利用して送電線ルートを変電所まで持っていくという前提の下で町と事業者が協議をしたということであるわけです。例えば、どっかの山の中を送電線を通すことに町と協議するという必要はありませんから、その中で、例えば、町道に埋設するのがいいのか、電柱に架線するのがいいのかというような話は当時、担当者と事業者の間であったかもしれません。

例えば、西向の地域の中に電柱に架線するというような案があったとして、現実的には、関電の電柱に架線するとなれば、通常の電線、今、架線されてる電線より離隔、距離を離さないといけないということになるかと思います。そうすると、今の関電柱をかさ上げする、2メートルとか3メートルとかかさ上げして、その上に送電線を架線するのか、あるいは、関電柱と別に独自の電柱を建てて架線するのかというようなことになるかも知れませんが、現実的に不可能だと。西向の決して広くない町道、生活道路に、例えば独自の電柱を

立てるということになる、電柱分の幅員も影響しますし、電柱だらけになるし、関電柱をかさ上げするということも現実的には難しいやろうなど。そうすると、埋設ということになるでしょうねという話が当時あったかもわかりません。

また、西向を通らないルートというのも物理的には可能かも知れませんが、送電線の延長を考えると、最短ルートということに落ち着いてくるだろうなど。それは事業者に対して、こういうケースだと難しい、こういうケースだと困難ですよという話が当時あったかも知れませんが、基本的には、それでは、事業者からは最短ルートのこのルートで道路占用をお願いしますという結論になったというふうに思います。

その当時の事業者の担当者がどういうふうにその協議の中で感じたのかということ、それは分かりませんが、須藤議員言われたような印象を持たれたんだろうなど。すなわちそれが、町が主導してルートを決定したということではないかなと考えてます。

次に、西向地域からですね、同意が得られなかったという事実がございます。これについてはですね、まず、主な原因としましては、今現に占用許可を取っている西向地域の町道に関しては、非常に重要な唯一の西向地域への連絡道路ということです。事業者がですね、電線を埋設するに当たって、幅員があまりありませんから、これについては車両通行禁止をもって工事をせざるを得ないよということがまずありました。ところが当時、事業者がですね、地元西向に説明した迂回路、これがですね、現実には車両の通行ができないような非常に狭い道路を迂回路として地元にお示ししたと。これに対して、地元としてもこういう計画では同意できないというようなことがあったと聞いております。もちろん電磁波に対しての御心配もあったようですが、主には生活道路を長期間送電線の埋設工事にかけるということと、明確な迂回路を示されなかったというようなことがあって同意できないということになったよというふうに聞いております。

結果、今、事業者が、地元が埋設工事通行止めに関して同意できないということであれば、ルートを変えて同意していただける、あるいは町道を利用しないで、架線なりで可能なルートを今選定されてると。それに関しては、町道、生活道路である、主な道路である西向の中の町道を利用せずに、なおかつ住居から一定離れた位置に架線するということで、今進めているということだと思います。

次に、奈良県からの指導書に関してなんですが、これは前回の議会でお答えしたとおりです。あくまでも奈良県から事業者に対して出た指導書ですので、

その内容について、町から何かこれに対してどうだというようなことはございません。そのとおりの指導内容で、事業者が工事を実施されてる、計画されてるということだろうと思います。でなければ、県は指導書を出して、それが実行されていないのであれば、さらなる指導をされるでしょうし、そこは許可権者の奈良県が判断されて、事業者に対して必要な指導をされていくことだというふうに住じます。

以上です。

○議 長

須藤君。

○2 番

非常に議論がしにくいんで、もう一度聞きますが、別々で聞いてよろしいですか。送電線の件と……。

○議 長

一つのメガソーラーの質問なので、1番目と2番目は一緒にしてください。

○2 番

もちろんです。だけど、二つだとやりにくいのでということで今聞いているんですが。

○議 長

一緒にしてください。

○2 番

ということですね。分かりました。ほんなら、もう一緒にやっていきます。

今ですね、どっちかいうと否定されましたね、この業者が言うことを、中身に関して。かなりね、リアルにおっしゃってるんですよ、事業者は。会社に残っている議事録を調べてとちゃんとおっしゃってるんですよ。我々が原案をつくったが、町から強い御理解を頂いたと。何に対してかということ、埋設だということです。変更することに関してはすんなり首を縦に振らないと、そんなニュアンスを受けましたと、これ事業者が言ってるんですよ。なのに業者は埋設だと。ところが、後になったら迂回路がないからどうのこうのと今おっしゃいましたけど、そこは十分ね、町の建設担当の部署が御存じでしょう、そんなもん、当たり前でしょう。西向のあの道がですね、迂回路がないなんていうのは。それも考えずに町は許可をしてるんですか。業者が言うままに。

明らかに業者はこんなふうに言ってるんですよ。町が強く理解した、要は進めたと。変更についてはですね、首を縦に振らんと。町が当時前のめりになって埋設で行きましょうという姿勢だったと。これ、うそですかって聞いているんですよ。これうそだったらですね、100人近い住民の方が来た説明会でこう

いうことを言う業者は許せないでしょう。そこを聞いているのに、経過がどうこうというのは聞いてないですよ、私は。そこを業者がこれ、うそを言うてるんか、町がおかしいことしたんか。我々の知らんところですね、こういうことをやって、業者に埋設を勧めたと。そこを聞いているんですよ。そこについてしっかりね、答えてください。これ、業者がもしうそを、こんな説明をやってるんだったらですね、説明会自体やり直しです、もう一度。

これね、我々から樺台の自治会の方と一緒に、参事にはね、出席してくれと、この説明会に同席して聞いてくれと、意見は聞かないけれど同席して聞いてくれと、そこでこんなふうに言うてるんですよ。事業者も、川原君はね、当時、当日3日の日、探してたんですよ、島野さん来られないということで。その上でこういう発言されてるんですよ。基本的には同席をしてる前提でこんなふうに発言してるんです。今の説明だったら全然逆ですよ。町はその迂回路も知らなかったということになりますよね。

これね、そんな簡単な話じゃないですよ。住民が置いてきぼりにされてるんですよ。迂回路もないようなところにやね、町が分かりながら許可をしたと。そのために地元の同意が必要だというふうにやってるんじゃないんですか、あなた方。それをやらずに許可を出した。事業者が勝手にやったと、迂回路を勝手にだましょったと。説明になってないじゃないですか。町が許可をしてるんですよ、同意なしで。そのために同意を求めているんでしょう、町は。道路占用に関しては。

何回か私チェックしてますけど、道路占用の申請用紙、変わってないですよ。通行止めの場合、矢印引いて、自治会の同意と、必要となってるんですよ。やってない。それをやらずにやね、裏でこういうことをあんた方言ってたんかと。住民ほっといてですね、許可を出したと。そんなふうになるでしょう。もし違うんだったら事業者は勝手にうそ言うるとおっしゃってください。だったらこれ、もう一遍ですね、ちゃんとしっかり説明会をやってもらわなあかんし、我々としては、住民としてはですね。まずその点をはっきりしてくださいよ、どっちか。うそだったらうそ。自分らがそういうことをね、言うて、同意も取らずに進めたんだと。どっちかですよ、これ。

まず1点目の送電線のルートの件に関しては、もう一度そこを確認します。答弁してください。

2点目、これね、ちょっとね、自覚が甚だしく欠如してますよ。河川管理のね、町がやってるところです。道路を例えばちょっと触るとか、水路をちょっと触るというたら、地元にいるいろいろ説明したりですね、近隣の方の同意受けたり、もちろんしてますよね、当然ながら。河川管理者がですね、知らないと。

県がやってること、通らないですよ。町の管理ですから、町の河川がですね、大丈夫なのかどうか。その責務はないんですか、平群町には。全部県ですか。県そこまでやってくれるんだったらいいよ。あんな小さい溝みたいところでですね、県が出てきてですね、こうしよう、ああしようとやってくれるんだったらいいけど、それはできないからですね、河川管理者に協議を求めているんですよ、森林法の体系の中で。それが県がやってるから知らない、そんなことにならないですよ、絶対。

趣旨からいうたら、もう一度言いますけど、地元の状況が一番分かってる河川管理者がですね、事業者と協議をします。その協議の中身を県のほうに報告をします。事業者がやってますよ。我々も情報公開で入手してますよ。そこに島野さん出席されて、これでいいですよと発言されてるんですね。それに基づいて県は林地開発の許可を出してるんですよ。県が一切やってるんじゃないですよ、ここは。そこを本当勘違いせんといってください。何のために河川管理者を置いたりやってるんですか。県が全部やってくれるの。やってくれへんでしょ、そんなこと。地元がちゃんとこれやらないと、指導しないと、危険な箇所、一番狭小な地点についてはですね、町の、もう短絡して言いますけど、河川管理者としての町の同意が必要とこの中でしっかり書かれてるんです。知らないじゃ済まないですよ、それ。県はこんなことやってくれないですよ。その上で許可をされてるんですから、実は重大なことをですね、町は判断されてて、許可書が出た、申請された後のね、10月の十何日ですか、に業者とこれやってますよね、協議。その場で、この内容でやってくださいと言ったのは町ですよ。県ここ入ってないよ、話合いの中に。そういういきさつなんですよ。県がやったことじゃないですよ、これ、町がやったことなんですよ。県に言うたら、これは河川管理者の町に言ってくださいという話ですよ、これ。答弁になってないですよ、だから。分かりますか、内容は、言ってること。その上で聞いているんですよ。

その上でもう一度繰り返しますけど、県が何で11月7日にですね、指導書を出し直したか。これ、12月議会の私の質問のまだ1か月ぐらい前の話なんですよ。町長は連携してやるんだと、県と。言いながら、全然連携できてないじゃないですか、これ。町長だって責任ですよ、これ。連携してちゃんとやるんだと、住民の安全のために。選挙の公約でもですね、町長は安全第一やと。流下する河川の安全大事やとちゃんとおっしゃってるんやから、それに対して今の島野さんの答弁、おかしいじゃないですか。県や、県やと、うちは知らんという姿勢ですよ。これ、町長の答弁全然合っていないやん。連携してやりましょうというのに県の責任やと、知らんと。それで私、納得できないですよ。

もう一遍答弁してください。

○議長

都市建設課参事。

○都市建設課参事

道路埋設に関して、先ほども説明しましたけども、町道を利用して送電線を引いていくということに関して、事業者から当然協議があります。でね、町道を利用しないのであれば、町と協議する必要ないわけです。町道を利用するからこそ町と協議するわけです。その中で、なぜ埋設なんだとおっしゃいますけども、町道の管理者として、例えばそこに新たな電柱をいっぱい立てていく、あるいは関電の電柱を引き伸ばして高くしていくというようなことをすると、やっぱりよくないですよという話になるわけです。新たな電柱を立てることになると、道路の幅員の中に電柱を立てることになって、それも西向地域のあの長い町道の中で何本も立っていくと。しかも関電柱をよけながら線をはわしていくということになると、電線がジグザグジグザグ、道路の両側にいっぱい電柱が立つというようなことでは駄目でしょうねという話には当然なったと思います。よって、埋設が一番いいでしょうねということにはなったと思います。それは、町道を利用するに当たって、最も適当な方法としては埋設でしょうねという。そこは変更、例えば、いや、電線上に上げるんだというような変更があったとしても、いや、道路管理者としては、やはり埋設のほうが適当でしょうねという話にはなったと思います。だから、別に誰がうそをついてるということではないと思いますよ。それは、その話を受け取った須藤議員がそう感じたということであって、事実として、誰かがうそを言ったとか、そういうことではないと思います。

地元の方の感覚として、西向地域の中で生活道路、幹線町道、それを通行禁止にするに当たって、西向の中の非常に細い、軽自動車でも通るのが難しいような、そういう道路を迂回路として示してきた業者に対して強い不信感を持ったということであろうと思います。ただ、通常考えられることと言えば、迂回路というのは、例えば国道側を通るとか、あるいは若葉台の上を通るとかというような迂回路というのは可能だったと思います。町が、例えば水道工事をするとか下水道工事をするとかいった際には、地域の道路網については、町の職員、道路管理者担当の職員よく分かってますので、申し訳ないけども、かなり遠回りにはなるけども、国道側を通ってください、迂回してくださいとかいうような話になったと思いますが、この事業者は、当時、あの狭い軽自動車しか通らないような迂回路を、人が歩くのもちょっと危ないような道をですね、迂回路として示してきたと。なおかつ、私お聞きしたら、そのときの事業者の担当者

が、自分が示した迂回路で車を脱輪したというような話も聞きますから、そりゃ地元の方としては、こんな事業者に対して同意することはないと言われるのは、意味としては当然かなと。

それと、占用許可に関して言いますと、道路占用許可というのは、道路法 32 条に規定されてまして、道路管理者が……。

「そんなん聞いてないよ、長過ぎる」の声あり

○議長

静かにしてください。

「もっと詰めてよ」の声あり

○都市建設課参事

道路管理者が許可を出すものです。道路使用許可というのは、道路交通法 7 条に規定されてまして、道路管理者である町を通して警察に提出するものです。これについては、地元の同意というのは、車両通行禁止だとかに関する同意をつけて、警察に町から経由して出すということです。通常でしたら、道路を使うような工事に関しては、道路占用許可と道路使用許可、同時に出されて、そこには地元の自治会の同意書がついてくるというものですが、このメガソーラーに関しては、道路占用許可の申請がされて、町はそれに許可を出してると。しかし、その後、工事がされたのは、フラワーロードで一部されてるだけで、残りの変電所までの工事はされていない。それは主に地域の自治会の同意がされていないということがあって、道路使用許可についてはまだ出されておらず、当然、通行禁止に関する同意書もないということから、事業者は、今、西向地域についても、架線、道路を使用しないやり方でルートを考えてるということです。

次に、まず須藤議員が質問されたことに関して、奈良県が出した指導書についてということです。これも先ほど申し上げたように、奈良県から出された指導書は、事業者に対する指導書であって、平群町を経由したものではありません。ただし、その中身は確かに、下流水路だとか調整池だとかに関するものですから、それに関して町は全く関知してないということではなくて、あくまでも奈良県の開発基準にのっとった中、あるいは防災工事の中身として奈良県が指導した中身で、そのとおりに行われてるかどうかということに関しては、町としてももちろん確認をするということであろうかと思います。

その指導書以前に、河川協議の中で、町としても数か所の河川改修について、事業者から出てきた改修案について同意をしたということで、そういう関係を持っているということであって、全く奈良県任せで何もしてないということではないというふうに思います。

以上です。

○議長

須藤君。

○2番

これ、議長にもう一度お願いしますけどね、1時間で終わってくださいということになってるんです。それについては、当局側からですね、簡潔に答弁するというふうになってたと思うんですよ。島野さん、全然、今、関係ないことまでですね、おっしゃって、これ時間のですね、引き延ばしですよ。これでは困りますよ。今後ちょっと検討してください。こんなんでは、聞けないです、質問に対して。

○議長

答弁が確かにちょっと長かったと思いますが、須藤議員が質問された道路の使用許可等のことについても触れていましたので、そのことを説明するのには必要な部分もあったのではないかと考えていますので、よろしくお願いします。

○2番

今ですね、説明された、要は、いろんな事情があって、例えば架空線がほかにあるから云々ということで理由があるんだと。分かります。その理由は分かりますよ、確かにね。理屈は、いい、悪い別にしてある。ただしね、これ、住民にとっては非常に大きな問題だったという御認識、私はお持ちいただいていると思うんでね、その前提で聞きますけど、迂回路がないというのは、これ、はっきりしてるんですよ、西向の場合。多分ね、私なんかみたいに住んで20年ぐらいのね、人間でも、あそこは狭いなど。車で入って行って、えらい目したことあるんやというようなことなんですよ。町の職員がそういうこと当然知ってるわけでしょう。だったら、通行止めで業者が申請してきたらですね、これ何で住民にちゃんと説明しない。何で事業者をそういうふうに指導しないのか。それをせずにね、許可を出してると。迂回路が云々の話はそれから後の話でしょう。多分1年とかたった後の話でしょう、迂回路の話は。本来だったらこれ、許可のときにやっとかんとあかんこと。だから同意書を求めているんでしょう。

後先をね、ぐちゃぐちゃに混ぜてやっちゃったらね、これ、説明になってないですよ、島野さん。当然その場で業者が出てきたルートに関してね、ここはあかんよとか、例えば、これは地元とちゃんと相談してこいと、迂回路どうな

ってんねんということを聞くのが仕事で、そうでなければですね、道路管理者とかっておっしゃったけど、意味ないでしょう、そんなことで。そのために住民は4年間えらい目してるんですよ。西向の方だってほかだって。御覧になってるでしょう、ずっとのぼり立ててですね、送電線やめてくれということになってたんですよ。そういうのを全てですね、本当だったら、申請されたのちょっと日は分かんけども、2020年ですよ、初頭ですよ。その中で、3月17日にこれ許可出してるんです。住民に一切知らせずに、同意書も求めずに。何でそんな急いで出したんですか。私はここを非常に疑問を感じてましてね、これ、事業者の都合でしょう、3月17日、出してほしいというのは。

この件は、もうこれ以上言うても本当ちゃんとした回答ないので、どういうふうな形がとれるのかどうか分かりませんが、今後しっかりですね、我々も追及したいと思いますし、町のほうでもね、こんなでたらめなね、道路管理をしてる、占用許可を与えてる。これ、住民にとってね、大損害ですよ。これは町長にですね、今後しっかりね、この経緯を調べるようにお願いをします。今回この質問だけではとてもとても終わりません。ここは町長にお願いしておきます。ぜひこの経過については、調査してですね、何でこんなまずいね、急いやり方、住民を無視したやり方を進めたんか。そのときに都市建設課のメンバーがですね、どういう対応をして、何でそういう全て必要なことをパスしてしまったのかをしっかりと調べてください。

下手したらこれね、この間の説明会ではね、利権が絡んどるんちゃうんかという住民の声も出たんですよ。その疑いはですね、やっぱりあるって私は思います。だって、3月17日って、これ年度の契約ですから、あと僅か2週間のときにですね、許可を出してるんですよ。業者はそれで1年分払っとるんですよ。普通考えたらね、4月からやりましょうかという話ですよ、これ、普通に考えれば。だけど3月17日に出してると。それも住民の説明もやらず、同意も取らずに17日にぽんとやっちゃったと。非常に私は疑惑があると感じています。調査してほしいと思います。

それから2点目、もう時間もないんで、本来の話が全然進まないんですけど、K-①について、町のほうの説明では、要は開発地だけじゃないんだと。ほかのエリアもあるから、それに関しては、事業者にな、そこまでの対策を求めることはできんと、そういう趣旨で答弁されましたね。それは分かります。確かに理屈かもしれません。ところがですね、今回のこの事業者のエリア、これも私から言いますが、全体で28.27ですか、いうヘクタール数で集水エリアがK-①からあるんです。その中で、事業者の面積が、確か、ちょっと待ってください。メモが出てこない。たしか11ぐらいやったと思います。そこ

にですね、計算するとですね、開発地から出てくる水だけでね、K-①の能力を超えてしもてるんです。12月議会で断面積が増えましたという報告がありました。0.6何がしになったと。これ計算しました。計算したらですね、1.5とか6とかという数字になるんですよ。数字で超えてしもてるんで。開発地だけからでも出る分でK-①の能力を超えてしもてるんです。これでは駄目でしょということです。

もちろん、K-①についてはね、住民どう感じてるかということ、本当にこの間の去年の6月みたいに、あの雨でももう超えそうになってたと、あふれそうになってたと。それが3年確率の雨でどうなってるんかというのをちゃんと調べて、これ森林法で決まってることで、これ前回言いましたけどね。これなんてでいったら5.幾らになるんですよ、3年確率。平群町、お金使ってやってるんですよ、これ。調べてんのよ、内外エンジニアリングに調べさしてるんですよ。全然これ、合うてないんですね、数字が。はるかに超えてるし、開発地からの水だけであふれるんですよ。

もうあんまり時間ないから細かく言えへんけど、業者の説明の資料でもそうなってますよ。全部で4.28やと。これについては、開発地外のエリアがあるからというお話されたけど、2.5がその他、要は開発地外なんです。それを除くと1.78ヘクタールになるんです。ここがK-①を超えてたらですね、これ、そもそも話にならへんでしょうと。そういうことを私は聞いているんですよ。そこら辺、確認されてますか。御答弁ください、ここ。

○議長

答弁の前に、町としては丁寧に説明をしたいということも理解しますが、時間も限られていますので、できるだけ端的に答弁をよろしく願いいたします。都市建設課参事。

○都市建設課参事

すみません。答弁が長くなりましたが、私の答弁よりはるかに長い時間をかけて御質問いただきましたが、簡潔に説明をさせていただきます。

「当たり前でしょう、そなん。何を言うてんの」の声あり

傍聴席で発言する者あり

○議長

静かにしてください。

○都市建設課参事

基本的には開発前と開発後、その流量が変わらないように調整するというこ
とで、奈良県として開発を許可したというふうに聞いておりますので、その流
量自体、現況の水路の流下能力と比較して、それが超えるかどうかということ
ではなく、基本的に開発することによって流量が増えるのかどうかということ
で開発の許可をするかどうかという判断をされてるというふうに奈良県からは
お聞きしております。

○ 2 番

道路の件どない、道路占用の件、答弁してない。

○ 議長

不規則な発言はやめてください。

道路の件は、先ほどもういいという私も理解したんですが、答弁が要るん
であれば、端的に再度質問していただいて結構です。

須藤君。

○ 2 番

私聞いたんはね、その許可をしたときにね、それだけ問題を道路管理者とし
て都市建設課の方は全く感じなかったのかと。それで、住民に説明もせずに許
可を出してるんじゃないかということを知ったんです。仕事として、都市建設
課の方がですね、許可を出すに当たって、現地も確認せずに、住民の意見も聞
かずに許可を出したんですかと。それに対して業者が説明会でこんなふうに住
民に説明したと。そういうことを聞いたかったんです、今日は。もう時間がな
いんで、この件については、もうそれ以上ね、言わないですけど。

河川管理の問題に関してですが、明らかにね、住民から言うのですね、事業
者に対してはその義務がないんだと。今回のね、開発に当たって、事業者到下
流で一切災害起こらんようにせいということとはできないと。そういうふうにお
っしゃってますよね。それともう一つは、じゃあ、住民を誰が守るんかという
話なんですよ。誰かがやってくれないと、このままだったらこれ、あふれるん
ですよ、明らかに。数字から言うたら間違いなくあふれるんです。これ、本当
に時間ないからね、残念ですけどね。能登の地震見てもね、ほかの災害見ても、
水害見てもですね、計算を超えるような災害が起こってるんです。だから、少
なくともね、数字で出てくることぐらいはね、しっかり対応をとってほしいと。
そういうことを私はお願いしたんです、町のほうにね。その上で、業者が本当
に急ぐんだったらね、金を出してやりなさいと。月間 1 億円もうかるんですよ、
この業者、今回の事業で。年間 12 億円もうかるんですよ。そういう F I T 制
度をね、利用するんだったら、その利益の中からですね、住民のためにね、防
災として金を使えと言うべきでしょう。私はそこをね、町として本当考えてほ

しいと思ってるんですよ。もう時間がないんで答弁は要りません。もうこれで終わります。

○議長

よろしいですか。

それでは、須藤君の一般質問をこれで終わります。

1 1 時 2 5 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 1 1 時 1 3 分)

再 開 (午前 1 1 時 2 5 分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号 9 番、議席番号 3 番、岩崎君の質問を許可いたします。岩崎君。

○ 3 番

議席番号 3 番、発言番号 9 番、岩崎真滋でございます。

それでは、先般通告いたしました 3 項目について質問させていただきます。

1 項目め、配水管の耐震化について。

新聞報道によりますと、令和 4 年 3 月末時点で、水道施設のうち基幹的な管路の耐震適合性のある管の割合は約 4 1 . 2 %、浄水施設の耐震化率は約 3 9 . 2 %です。地震で大きな被害を受けた石川県能登地方では、広い範囲で断水が続いています。地震発生初期、4 万戸余りが断水、地震発生から 5 0 日、全国の自治体から応援派遣された職員や民間の方々による懸命な復旧活動においてもなお 2 万戸近くの断水が続いています。遅い地域では、復旧するのは 4 月以降となる見込みとのことです。

平成 7 年の阪神・淡路大震災では最大断水日数約 3 か月、平成 2 8 年には熊本地震では約 3 か月半です。老朽化した配水管など、耐震化の遅れが破損原因の一つとして大きく指摘されています。町におきましても、南海トラフ地震など大地震の逼迫性が指摘されている昨今において、計画的、効率的に配水管の耐震化を進めていく必要があります。水道事業は、令和 7 年 4 月から奈良県広域水道企業団に移行しますが、老朽化した配水管について、次の 3 点について伺います。

1 点目、現在の耐震化率と耐震化に向けた今後の計画は。

2 点目、耐用年数は 40 年とされているようですが、年数が超えている割合は。

3 点目、年間の漏水などの修理件数は。

町行政のお考えをお聞かせください。

2 項目め、文化財防災対策について。

2020 年 10 月に設立された国立文化財機構文化財防災センターのホームページに文化財を災害から守るために次の五つの項目が掲げられていました。

1 点目、「地域防災体制の構築」として地域内連携体制の構築、地域ブロック内における地域間の連携体制の構築。

2 点目、「災害時ガイドライン等の整備」として、文化財防災モデルの構築、多様な文化財の分野別ガイドラインの整備。

3 点目、「レスキュー及び収蔵・展示における技術開発」として、収蔵・展示の安全対策、応急処置、修復処置、災害時の緊急避難と保管環境。

4 点目、「普及啓発」として、広報シンポジウム、講演会、研修、ワークショップ、国際貢献、国際連携。

5 点目、「文化財防災に関係する情報の収集と活用」として、データベースの構築、防災に活用するためのシステム開発。

これらのことも勘案して、平群町の文化財防犯・防火・防災の取組についてお聞かせください。

3 項目め、避難所の衛生管理について。

災害時に断水や下水管の破損などが原因でトイレ環境が不衛生になると、感染症のリスクが高まります。また、トイレを我慢するために水分や食事を十分に取らないことで、免疫力の低下、脳梗塞、心筋梗塞、脱水症など、命に関わる危険もあります。特に配慮や支援を必要とする障がい者や高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者など、弱い立場の人はリスクが高まります。仮設トイレや非常用トイレの活用など、町としてどのような衛生管理対策を考えておられるのかお聞かせください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、岩崎議員御質問の 1 項目め、配水管の耐震化についてお答えします。

まず 1 点目の現在の耐震化率と耐震化に向けた今後の計画はについてですが、令和 4 年度末時点の管路耐震化率は 3.7 % です。今後の計画については、

令和 7 年度から県域水道一体化による施設整備計画により、既存管路の更新を進めてまいりますので、耐震化率の向上につながります。

続いて、2 点目の耐用年数 40 年を超えている割合は、令和 4 年度末時点で 22.7 % です。

3 点目の年間の漏水などの修理件数については、令和 4 年度実績で、公道における水道本管で 10 件、給水管で 40 件、水道メーター付近で 26 件、令和 5 年度は 2 月末時点で水道本管 15 件、給水管 49 件、水道メーター付近で 22 件です。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○3 番

1 点目、管路耐震化率 3.7 % ということで、非常に率が低いなというふうに感じています。少ない人員で、平群町は面積が大変大きいですので、管理も難しいところがあるのかなというふうに感じております。企業団として一体化による整備を進めていくことで、耐震化の向上につながるということで、非常に期待はしております。

3 月 13 日の読売新聞に、一体化せずに単独で経営を続けた場合、30 年後の耐震化率は平均 70.2 % ということに対して、一体化によって進めることで 81 % まで向上するという見通しを示されたというふうに新聞にも載っておりますので、大変、耐震化率向上が進むということを期待しております。

2 点目の 40 年超えてる割合は 22 % ということで、やはりこの辺も、ちょうど 40 年、1960 年、70 年ぐらいから一気に水道管が造られたということで、やはりこの辺も寿命が皆一緒に同時に来ているのかなということで、大変危惧するところですが、これも一体化によってね、解決の方向に向かうんだというふうに私も認識しております。

3 点目の修理の数ですね、なかなか作業の方とか、水道の職員の人数も限られて、財源も限られてると思うんですけども、ふだんの平常時の修理で大変時間も取られるということをよく聞きます。全国的にも同じような状況が続いているということで、それに加えて、災害が急に来たときにどういうふうに対応できるのかなというふうに、能登半島の地震を見ましても大変危惧するところでございます。今後、南海トラフも 30 年以内に 70 % ということで、災害に対する備えというのに、このままではちょっと十分ではないなというふうに私も認識しております。

そこでちょっと再質問を 1 点だけさせていただきます。先ほどの答弁では、管路

の耐震化率向上に向けて、県域水道一体化後の施設整備計画において管路の更新を進めていくとのことでありましたが、施設整備計画とは具体的にどのような計画なのか、この計画に基づいて平群町は令和7年度に一体化後、毎年どれぐらいの規模で管路の更新を進めていく予定なのか、この辺お聞かせください。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

奈良県域水道一体化に向けては、これまでに事務者レベルでの作業部会や幹事会、また、構成団体の首長をメンバーとする設立準備協議会で様々な議論がなされてきております。

令和6年3月6日開催の第3回設立準備協議会の中で、施設整備の具体的計画として、上水、取水、送配水施設などの広域的施設の整備計画案と既存の老朽化が進む施設・管路等の経年施設更新計画案が示されました。この施設・管路等の更新計画案では、統合当初の10年間、令和7年度からの10年間になりますが、その10年間で平群町内の配水管更新費用に7.1億円、毎年平均で約7,000万円になりますが、それが計上され、この計画に基づいて事業を実施していくことになります。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○3番

答弁にもありました更新費用に7.1億円、平均7,000万円計上ということで、大変大きな予算組まれての事業になるんだなというふうに認識しております。これも全て備えになるということで、命の水ですので、今後もしっかりとした取組をお願いしたいと思います。この質問はこれで以上です。

○議長

教育部長。

○教育部長

それでは、岩崎議員2項目めの文化財防災対策についてお答えをさせていただきます。

まず、マニュアルやら計画が策定されてますので、まずそれを述べさせていただきます。

県策定の文化財災害対応マニュアルでは、災害時に文化庁、県、市町村、所有者などが処理すべき対応の流れなどが明記され、具体的には、災害発生時に

管内にある文化財の被害状況の把握など情報収集、県等の関係機関へ伝達などの報告、及び被害の程度に応じた応急措置や復旧対策などの手順等が示されております。

次に、平群町の地域防災計画の文化財の災害予防の項目で、文化財を地震、火災等の災害から守るため、平常時から西和消防署などの関係機関、文化財所有者、住民、専門家と連携・協力して、文化財の災害予防対策を推進することなどを明記しており、また、平群町地震防災対策アクションプログラムでは、まず1、文化財所有者の意識啓発、2、文化財を守るための手段の確保、三つ目、文化財復興に向けた仕組みをつくるという具体の3項目の取組を明記しております。

これらを基に対策ですけれども、これらの県や町のマニュアル等に基づき、県や西和消防署、文化財所有者等の関係機関と連携した取組を行っていますが、具体には、県が毎年開催する文化財防犯・防火・防災関係者連絡会議に参加し、県内の最新動向の把握や啓発意識の向上を図っています。

まず、防犯対策ですが、過去には防犯設備が設置されていたが、盗難被害の事例があり、その際、県への報告など対応策を文化財所有者と連携して対応した事例がありました。

次に、文化財の防火対策ですが、毎年1月26日の文化財防火デーや文化財防火週間の際に、信貴山朝護孫子寺では消防訓練が実施されており、町においては、県作成の文化財防火啓発ポスターの公共施設などへの掲示や、文化財所有者への配布を通じて啓発を図っています。

また、災害予防対策ですが、国指定重要文化財の藤田家住宅には自動火災報知機が設置されており、その保守点検費用について、国、県、町の補助金を所有者に対して交付し、経費の一部を補助しております。

町内にある国、県、町指定の文化財は、屋内にある仏像や、屋外にある古墳や石仏など様々ですが、その大半がお寺や神社等の民間所有となっており、町の役割としては、所有者、住民への周知啓発活動や、補助等の後方支援などが主になりますが、県などの関係機関、文化財所有者との連携が欠かせないことから、引き続き、国、県、町などが定める各種の災害対応マニュアル等に沿って、文化財防災対策等に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議 長

岩崎君。

○3 番

本町の地域防災計画でもう既に明記されている文化財所有者の意識啓発と、

文化財を守るための手段の確保、文化財復興に向けた仕組みをつくるという3項目の取組、既にされているところで、信貴山のね、朝護孫子寺の防災訓練などもね、日頃から意識啓発もされている、実際に訓練もされているということで、災害に対する備えはしっかりふだんからされているというふうに私も認識しております。県とのね、連携もふだんからされているということで、今後もね、引き続き御努力されるようお願いします。

国指定のね、重要文化財の藤田家の自動火災報知機設置についても、保守点検で補助も出されているということで、今後も引き続き取組をお願いしたいと思います。この質問はこれで結構でございます。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは、3項目めの避難所の衛生管理についての御質問にお答えいたします。

災害時の避難所において、水洗トイレが機能しなくなると、排せつ物の処理が滞り、排せつ物の細菌により感染症の発生のリスクが高まり、併せまして、トイレが不衛生であるために不快な思いをする被災者が増え、トイレの使用をためらうことによって健康障害を引き起こす心配があるとされております。

また、国において、行政が取り組む事項として、避難所におけるトイレの確保・管理ガイドラインが示され、トイレの改善に向けた取組として、必要に応じて物資の備蓄や企業との協定について推進することとされており、これに基づきまして対策を講じております。

平群町の災害時の対策としまして、簡易トイレやテントトイレについては、中学校や各小学校等に分散備蓄を行っており、仮設トイレについては、防災協定の事業者により設置を行うこととなっております。

また、トイレの衛生管理を維持することで、ノロウイルス感染症等の抑制にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長

岩崎君。

○3番

今回、能登地震におきましても、トイレの件でも大変苦労されてるというふうにニュース、報道で見ました。特にやはり障がいを持たれている方など、設備は整っていたとしても、例えば支援員がちょっと足りないとか、障がいを持たれてる方で、御自分でなかなか、やはり介助が必要な方もいらっしゃるとい

うことで、介助する方の確保というのも大変難しいところだなと。備蓄品、仮設トイレとか、そういう物の確保と、平群の事業者とも連携もしっかりされているということで、その辺はしっかりとした備えがされてるというふうには私は認識しておりますが、介助者の確保というのもこれからやはり課題になるのかなというふうに感じております。

平群町におきましても、日頃訓練はされていらっしゃると思いますので、人員的な確保について、今後どのような取組をされるのか、能登地震で出てきた課題を踏まえて、何か人員確保の面でも、私も何か一つ考えを提案していきたいと思っています。

以上で一般質問を終わります。

○議長

それでは、岩崎君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午前 11 時 46 分)